



金沢市自転車活用推進計画

—かなざわ快適創出サイクルプラン—

令和7年3月

改定版

金 沢 市

本編内の写真には、ヘルメットを着用していない自転車の写真も一部含まれていますが、ヘルメットの未着用を推奨するものではありません。自転車用ヘルメット着用努力義務化の道路交通法改正前となる令和2年以前に撮影された写真も含まれておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

一 目 次 一

1. 計画策定の趣旨.....	1
1－1. 計画策定の背景と目的	2
1－2. 計画区域と期間.....	5
1－3. 本計画の位置づけ	6
2. 自転車利用の現状と課題	9
2－1. はしる（自転車通行空間整備）	10
2－2. とめる（駐輪環境整備）	11
2－3. まもる（ルール遵守・マナー向上）	12
2－4. つかう（自転車利用促進）	14
3. 基本目標・方針.....	17
3－1. 基本目標	18
3－2. 基本方針	19
4. 自転車活用推進施策.....	21
4－1. はしる（自転車通行空間整備）	22
4－2. とめる（駐輪環境整備）	25
4－3. まもる（ルール遵守・マナー向上）	29
4－4. いかし ひろめる（自転車活用）	32
5. 計画の推進に向けて	39
5－1. 計画推進の指標.....	40
5－2. 計画の推進体制.....	41
5－3. 計画のフォローアップ	41
参考資料	43
1. 計画策定委員会 委員名簿.....	44
2. 計画策定の流れ.....	45

1. 計画策定の趣旨

1－1. 計画策定の背景と目的

金沢市では、平成 23（2011）年3月に「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」（計画期間：平成 22（2010）年度～令和元（2019）年度）を策定し、“はしる・とめる・つかう・まもる”的4つの基本方針に基づき、「自転車走行指導帯」による“まちなか自転車ネットワーク”的整備、新たな駐輪場の設置、公共レンタサイクル「まちのり」の本格実施、「自転車マナーアップの日」における街頭指導などのルール・マナー啓発活動を展開してきました。また、平成 28（2016）年3月には、計画の中間見直しを行い、先の4つの基本方針を基軸としつつ、これまでの取組や成果を“つなぐ・ひろめる”という視点から見直しを行い、まちなかだけでなく、市全域の自転車利用環境向上を目指して、各種施策を展開しています。

そのほか、国土交通省金沢河川国道事務所・石川県・石川県警察本部と連携し、平成 23（2011）年2月に「金沢自転車ネットワーク協議会」を設立し、自転車通行空間整備に関するガイドラインの策定、自転車ネットワーク路線の選定、自転車通行空間の整備・効果検証を行うとともに、継続的に勉強会を開催し、先進事例の研究や協議会の取組の発信、関係者間の意見交換を通して、連携強化を図ってきています。

一方、国では、平成 24（2012）年11月に国土交通省と警察庁が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定し、平成 25（2013）年には改正道路交通法の施行により自転車の路側帯通行が左側に限定されるなど、自転車を取り巻く環境も大きく変化してきました。さらに、平成 29（2017）年5月に「自転車活用推進法」が施行、平成 30（2018）年6月には「自転車活用推進計画」が策定、令和 3（2021）年5月には「第 2 次自転車活用推進計画」が策定され、渋滞緩和や環境保全、健康増進、観光振興など、多様な自転車の活用が求められており、全国的に地方版自転車活用推進計画の策定が進められています。

このような背景を踏まえ、令和 2（2020）年3月に「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」の施策に加え、多様な視点で自転車活用の推進を目的とした『金沢市自転車活用推進計画（以下、本計画という。）』を策定しました。

このほど計画期間の中間年となる5年目を迎えたことから計画の進捗状況を確認し、近年の社会情勢や自転車利用実態の変化も踏まえ、金沢市における自転車の活用をさらに促進するため、中間見直しを行います。

＜金沢市や全国の自転車利用環境に関する主な取組経緯①＞

年度	金沢市内の主な取組	全国の主な取組
H22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「金沢自転車ネットワーク協議会」設立 (H23.2) ・<u>「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」の策定 (H23.3)</u> 	—
H23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市公共レンタサイクル「まちのり」の本格実施開始 (H24.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」の都道府県警察への通達 (警察庁、H23.10)
H24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車利用環境向上会議 2012 in 金沢」の開催 (H24.10) ・有松・久安地区における「自転車専用通行帯」の整備 (金沢市・石川県警察本部、H24.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定 (国土交通省・警察庁、H24.11)
H25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「金沢自転車通行空間整備ガイドライン (案)」の策定 (金沢自転車ネットワーク協議会、H25.8) ・「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク (案)」の策定 (金沢自転車ネットワーク協議会、H26.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「道路交通法」の施行 (自転車の路側帯における左側通行) (H25.12)
H26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」の施行 (H26.4) ・北陸新幹線金沢開業 (H27.3) ・「金沢自転車通行空間整備ガイドライン (案)」の改訂 (金沢自転車ネットワーク協議会、H27.3) 	—
H27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」の中間見直し (H28.3)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「道路交通法」の施行 (悪質自転車運転者に対する自転車運転者講習の受講義務化) (H27.6)
H28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域的な自転車ネットワーク候補路線 (案)」の選定 (金沢自転車ネットワーク協議会、H29.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (改定版)」の策定 (H28.7)
H29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正 (自転車損害賠償保険の加入義務化など) (H29.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車活用推進法」の施行 (H29.5)
H30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」の施行 (H30.4) ・「金沢の自転車施策 10 年誌」の作成 (金沢自転車ネットワーク協議会、H31.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車活用推進計画」の策定 (H30.6)
R元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市公共シェアサイクル「まちのり」のリニューアル (R2.3) ・<u>「金沢市自転車活用推進計画」の策定 (R2.3)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路構造令」の改正 (自転車通行帯の規定追加) (H31.4)

＜金沢市や全国の自転車利用環境に関する主な取組経緯②＞

年度	金沢市内の主な取組	全国の主な取組
R2年 (2020年)	・「街頭指導マニュアル」の作成・配布（金沢自転車ネットワーク協議会、R3.3）	—
R3年 (2021年)	—	・「第2次自転車活用推進計画」を策定（R3.5）
R4年 (2022年)	・「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」改訂版を策定（金沢自転車ネットワーク協議会、R5.3）	・自転車安全利用五則が改訂（R4.11）
R5年 (2023年)	—	・改正「道路交通法」の施行（ヘルメット着用努力義務の対象を全年齢に拡大）（R5.4）
R6年 (2024年)	・ <u>「金沢市自転車活用推進計画」の中間見直し（R7.3）</u>	・改正「道路交通法」の施行（ながら運転、飲酒運転などの違反運転に対する罰則規定整備）（R6.11）

1－2. 計画区域と期間

1) 計画区域

計画区域は、市域全体で自転車活用を推進するため、市全域とします。

また、自転車は市域に関わらず多様な用途で利用されているため、石川県や近隣市町（白山市・野々市市・津幡町・内灘町）と連携を図り、自転車利用者の安全性・快適性の向上や活用推進を図ります。

2) 計画期間

計画期間は、令和2（2020）～11（2029）年度の10ヵ年とします。

全国的な動向や市内の自転車利用実態の変化などを踏まえ、計画の段階的な実現を目指すために、中間にあたる令和6（2025）年度に本計画の見直しを行いました。

1－3. 本計画の位置づけ

自転車活用推進法の第11条において、「市町村は、自転車活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。本計画は、同法に基づく市町村版の自転車活用推進計画です。

本計画は、本市の将来都市像を定めた「世界の交流拠点都市金沢をめざして」「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」を上位計画とするとともに、都市計画や交通、環境、健康、観光などの関連計画との整合を図った上で、本市の自転車施策に関する最上位の計画として位置づけ策定するものです。

＜本計画に関連する主な法律や計画（R2.3 策定時点）＞

国や県の法律・計画

自転車活用推進法（H29.5 施行）自転車活用推進計画（H30.6 策定）

石川県自転車活用推進計画（R2.4 策定）

市の上位・関連計画

世界の「交流拠点都市金沢」をめざして（H25.3 策定）

世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画（R2.2 改定）

- ・安全で快適な自転車環境の創出
- ・レンタサイクル「まちのり」の拡充
- ・自転車ルール遵守、マナー向上の促進

金沢市都市計画マスタープラン
(R元.8 策定)

- ・公共交通、歩行者、自転車優先のまちづくりの推進

第2次金沢交通戦略（H28.3 策定）

- ・交通結節点の整備（サイクル＆ライド駐輪場整備）
- ・自転車利用環境の向上

第10次金沢市交通安全計画
(H28.12 策定)

- ・歩行者及び自転車の安全確保

金沢市中心市街地活性化基本計画
(H29.3 認定、R元.6 変更)

- ・歩行者、自転車通行空間の充実

金沢市環境基本計画＜第3次＞
(H30.3 策定)

- ・歩く人と自転車にやさしい交通環境の整備

金沢市健康教育推進プラン2019
(H31.3 策定)

- ・ウォーキングやサイクリングの奨励

金沢市観光戦略プラン
(H28.3 策定、H30.12 改定)

- ・ゆっくりと楽しみながら周遊できる環境づくりを行う

金沢市自転車活用推進計画（R2.3 策定）

<本計画に関連する主な法律や計画 (R7.3 改定時点) >

国や県の法律・計画

自転車活用推進法 (H29.5 施行)

第2次自転車活用推進計画 (R3.5 策定)

石川県自転車活用推進計画 (R2.4 策定)

市の上位・関連計画

未来を拓く世界の共創文化都市・金沢 (R6.2 策定)

未来共創計画 (R6.2 策定)

・自転車を利用しやすい環境の充実 ・公共シェアサイクル「まちのり」の充実

金沢市都市計画マスターplan
(R元.8 策定)

・公共交通、歩行者、自転車優先のまちづくりの推進

第3次金沢交通戦略

(R5.3 策定、R6.9 変更)

・交通結節点の整備 (モビリティハブ整備)
・自転車利用環境の向上

第11次金沢市交通安全計画
(R3 策定)

・歩行者及び自転車の安全確保

金沢市中心市街地活性化基本計画
(R4.3 認定、R6.8 変更)

・歩行空間・自転車通行空間の充実

金沢市環境基本計画<第3次>
(H30.3 策定)

・歩く人と自転車にやさしい交通環境の整備

金沢市健康教育推進プラン 2024
(R6.3 策定)

・学校での自転車安全教室等の実施

金沢市持続可能な観光振興計画 2021
(R3.3 策定)

・徒歩や自転車等でゆっくり楽しめる環境づくり

金沢市自転車活用推進計画 (R7.3 改定)

2. 自転車利用の現状と課題

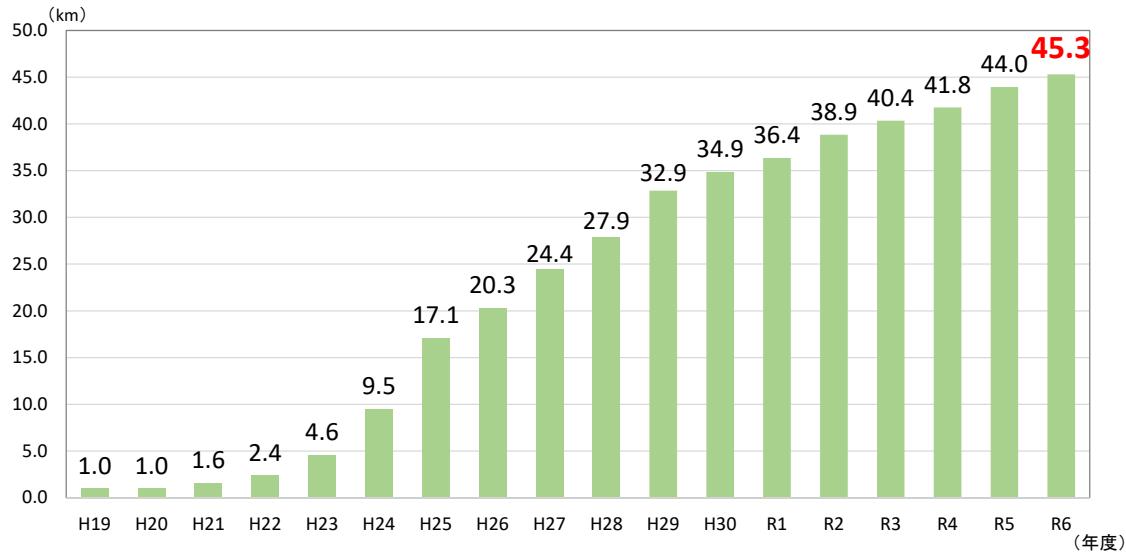
2-1. はしる（自転車通行空間整備）

金沢市内の自転車通行空間整備は、令和7（2025）年3月時点で45.3kmが整備済み（国道・県道含む延長、一部野々市市内整備含む）であり、市道では33.0kmが整備済みとなっています。国・県・警察と密に連携を図ることで、連続的な自転車通行空間整備を進めていますが、整備率は約18%と低い状況です。

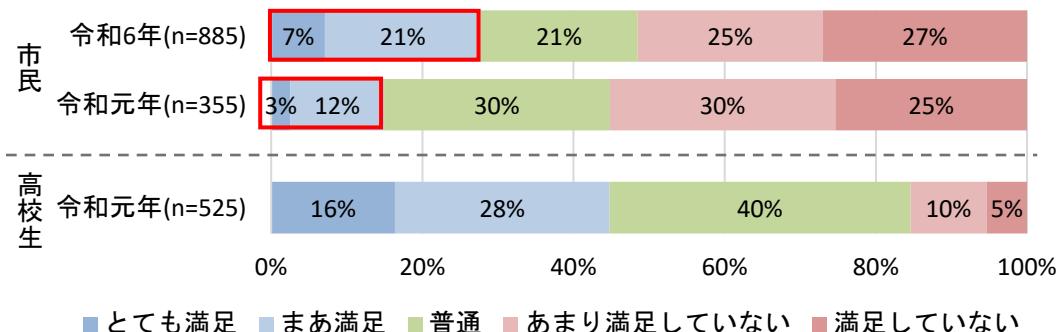
令和6（2024）年市民アンケート調査の結果、自転車での走りやすさに対する満足度では、令和元（2019）年から令和6（2024）年にかけて満足との回答が13ポイント増加（15%→28%）しました。一方で、不満の回答割合（52%）が満足の割合を上回っており、継続的に自転車通行空間を整備するとともに、より安全で快適な自転車ネットワークの構築が必要となっています。



<自転車走行指導帯（彦三大通り）>



<自転車通行空間整備済み路線延長（R7.3時点）>



※「わからない」の選択肢を除いて集計

※構成比は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない（以下、同様）

<金沢市の自転車施策に対する満足度（自転車での走りやすさ）>

（令和元年、6年金沢市の自転車利用実態に関するアンケート調査（市民）より）

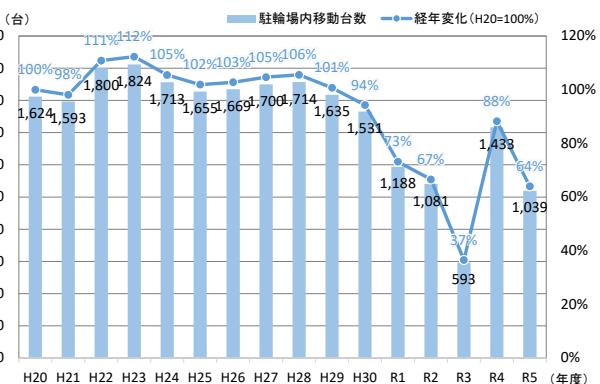
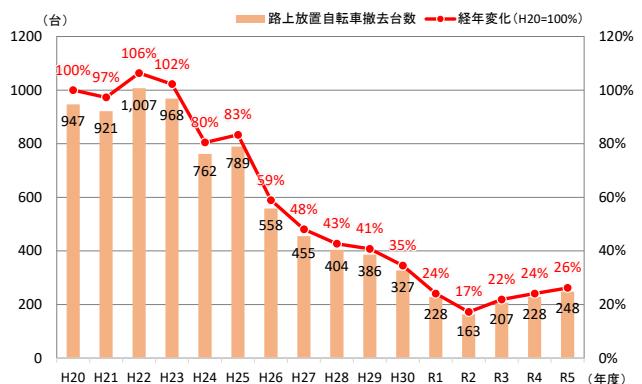
2-2. とめる（駐輪環境整備）

駐輪環境の向上に向けて、駐輪場における長期駐輪防止の警告書の取付けや自転車の移動、駐輪場への案内看板の設置を行うとともに、駐輪場利用実態調査の定期実施、放置禁止区域の拡大、サイクル＆バスライド駐輪場整備などを進めています。これにより、路上放置自転車撤去台数が平成 20（2008）年度から令和 5（2023）年度で 74% 減少、駐輪場における長期放置車両移動台数が 36% 減少していますが、依然として放置自転車が発生しています。

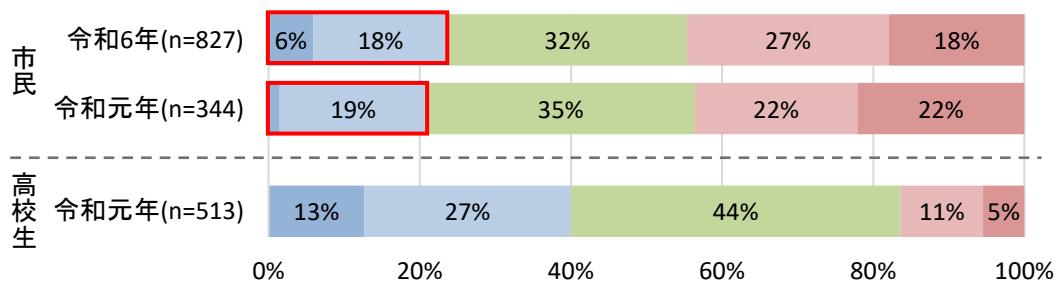
令和 6 年市民アンケート調査の結果、自転車のとめやすさに対する満足度は、令和元（2019）年から令和 6（2024）年にかけて満足の回答合計が微増となっており、引き続き、放置自転車対策や駐輪場の利用環境向上に向けた施策が必要となっています。



＜サイクル＆バスライド駐輪場（上荒屋）＞



＜路上放置自転車撤去台数と減少率（H20-R5）＞ ＜駐輪場における長期放置車両移動台数と減少率（H20-R5）＞



■ とても満足 ■ まあ満足 ■ 普通 ■ あまり満足していない ■ 満足していない

※「わからない」の選択肢を除いて集計

＜金沢市の自転車施策に対する満足度（自転車のとめやすさ）＞

（令和元年、6年金沢市の自転車利用実態に関するアンケート調査（市民）より）

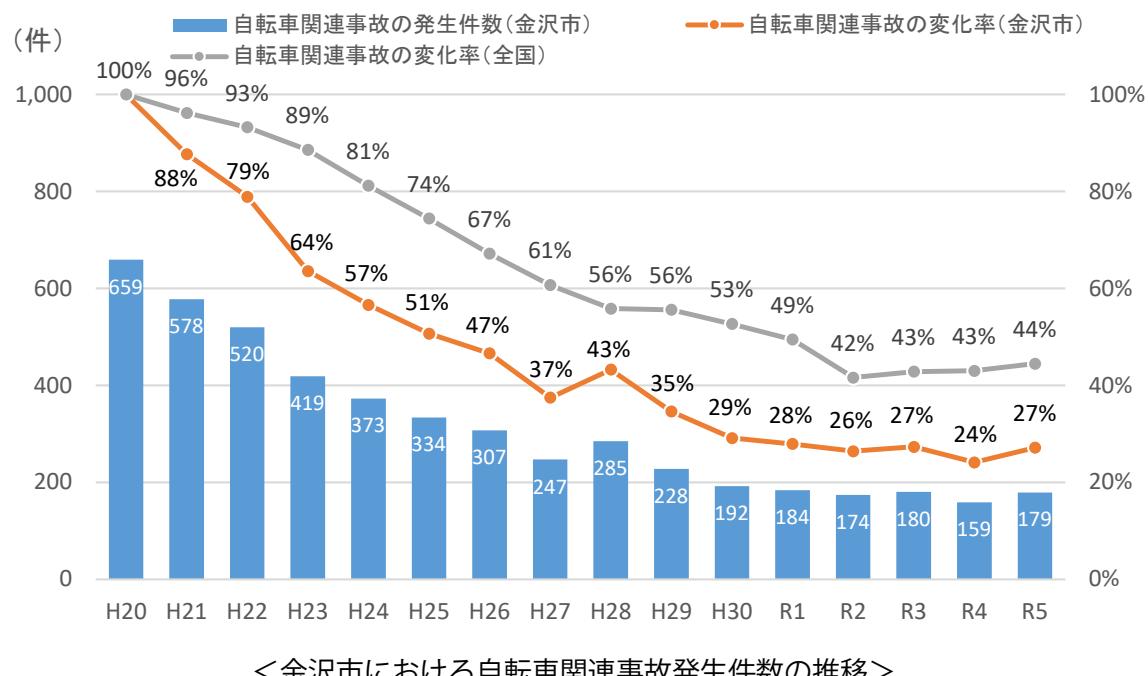
2-3. まもる（ルール遵守・マナー向上）

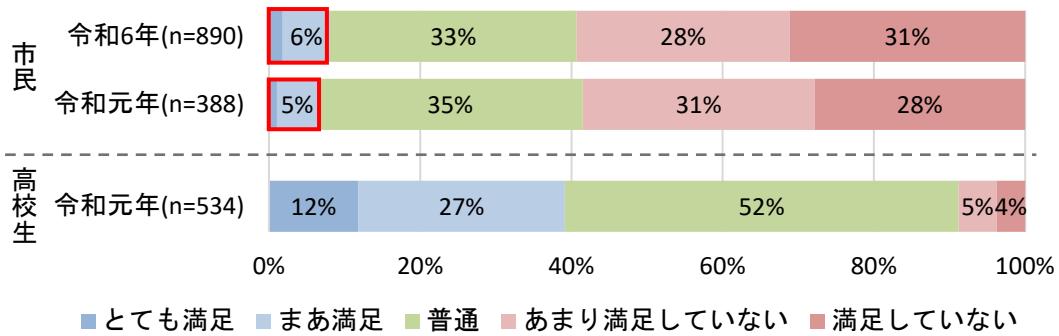
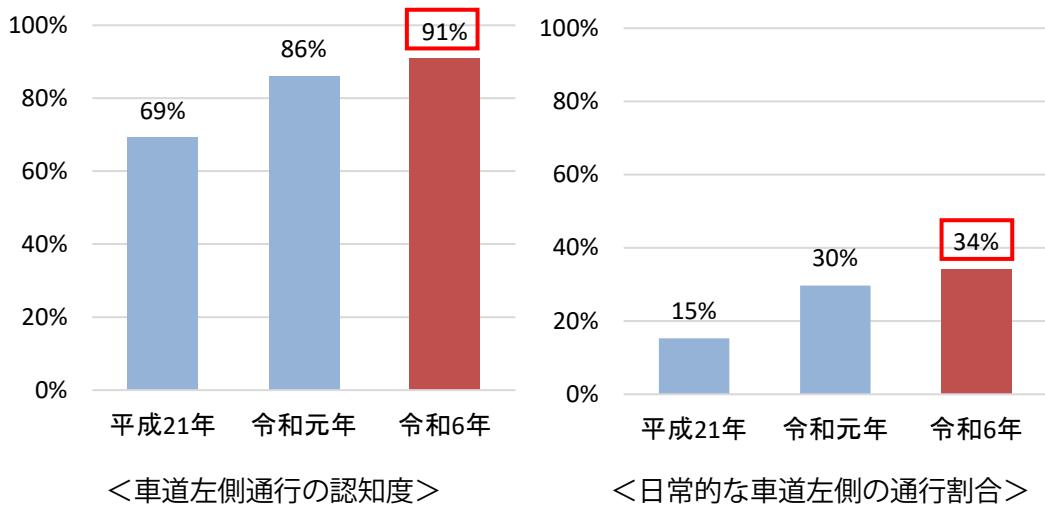
自転車ルール遵守やマナー向上に向けては、「自転車マナーアップの日」における関係団体との連携による街頭指導の実施、小学3年生への正しい自転車の乗り方や自転車ルールの実技指導、中学生や高校生に対する自転車ルール・マナー検定の実施などを行っています。また、平成30（2018）年4月から自転車損害賠償保険の加入を義務化し、自転車安全利用促進事業連携企業・団体と連携しながら、加入促進や安全利用の啓発も行っています。令和5（2023）年4月には、道路交通法の改正に合わせて、乗車用ヘルメットの着用努力義務の対象を全年齢に拡大するなど、「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正を行いました。

これらの自転車施策を総合的に展開した成果として、市内の自転車関連事故発生件数が平成20（2008）年から令和5（2023）年で73%減少しましたが、近年下げ止まりの傾向もみられており、継続的な自転車ルール・マナー教育が必要となっています（H20:659件→R5:179件）。

令和6年市民アンケート調査の結果、車道左側通行の認知度は91%に増加しました。一方で、実際に車道左側を通行している人は34%と、前回調査（令和元年）とほとんど変化がありませんでした。また、自動車や自転車のルール・マナーに対する満足度は、令和元（2019）年から令和6（2024）年にかけてほとんど変化はありませんが、不満が満足の回答合計を大きく上回っており、幅広い年齢層への交通安全教育の拡充が必要となっています。

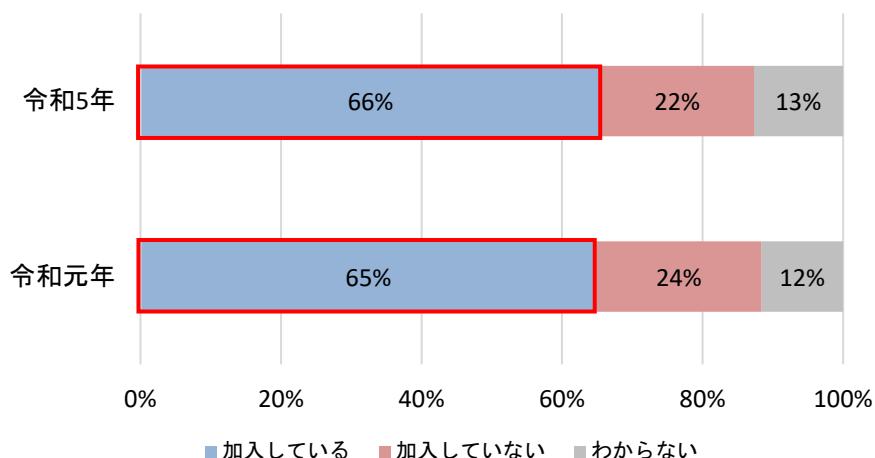
令和5年自転車自賠責保険の加入に関するアンケート調査では、自転車損害賠償保険の加入率が66%と、令和元（2019）年から横ばいになっており、引き続き加入促進に向けた取組が必要となっています。





※「わからない」の選択肢を除いて集計

<金沢市の自転車施策に対する満足度（自動車や自転車のルール・マナー）>
(令和元年、6年金沢市の自転車利用実態に関するアンケート調査より)

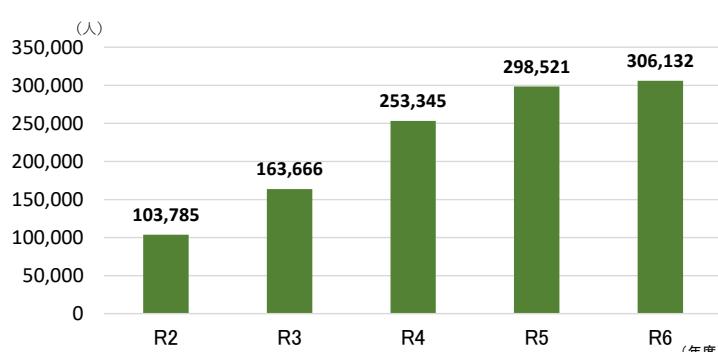


<自転車損害賠償保険の加入状況>
(令和元年、5年自転車損害賠償保険の加入に関するアンケート調査より)

2-4. つかう（自転車利用促進）

「北陸新幹線金沢開業を見据えた来街者の二次交通の充実」と「市民の足としての都市内交通の充実」という2つの目的のもと、平成24（2012）年3月より開始した金沢市公共レンタサイクル「まちのり」では、運営主体との協働により、駐輪ラックの増設やサイクルポートの新設、電動アシスト自転車の1日貸しなど利用者の利便性向上に取り組んでいます。また、まちのりクーポンの発行、地元の祭りやスポーツイベントと連携した企画など地域の賑わい創出に向けた多様な取組も実施しています。これらの取組により、来街者の利用（1回会員や1日パス）のほか、住民の利用（月額会員）も増加し、令和5（2023）年度には年間利用者数が約30万人となり目標10万人を大幅に上回っており、令和7（2025）年度からは第3期「まちのり」がスタート予定になっています。

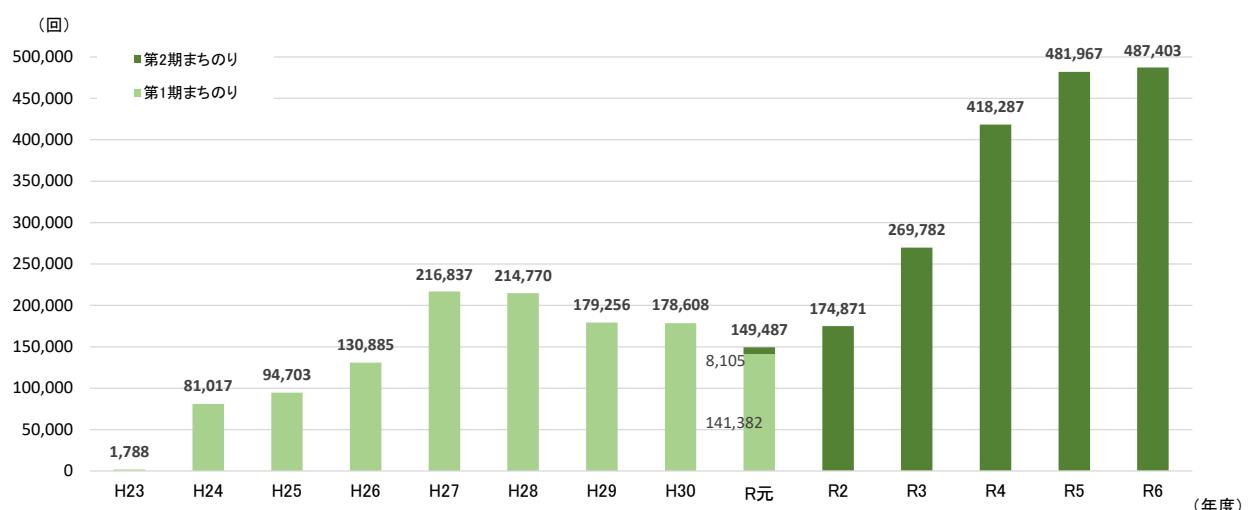
令和6年市民アンケート調査の結果、令和元（2019）年から令和6（2024）年にかけて、「月に数回」以上自転車を利用している市民は14ポイント増加（42%→56%）しました。また、「まちのり」については、市民の利用経験者が10ポイント増加（9%→19%）しており、通勤や通学などの日常的な移動手段としての利用が増加していると考えられます。さらに、自転車利用が健康増進につながると思う人の割合は85%と、自転車の健康増進効果については認知されている状況です。



＜第2期まちのりの利用者数の推移＞

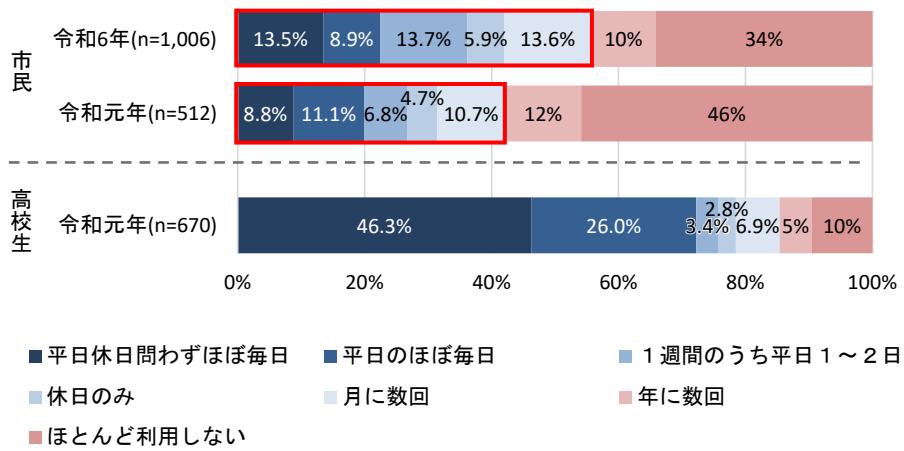
		第1期 まちのり	第2期 まちのり
事業期間		H24/3～R2/3	R2/3～R7/3
自転車台数		155台	500台
ポート数		約20箇所	約75箇所
利用料金	基本料金	200円／日 ※1回の利用につき 最初の30分無料	165円／30分
	追加料金	200円／30分	110円／30分

＜第1期、第2期まちのりの概要＞

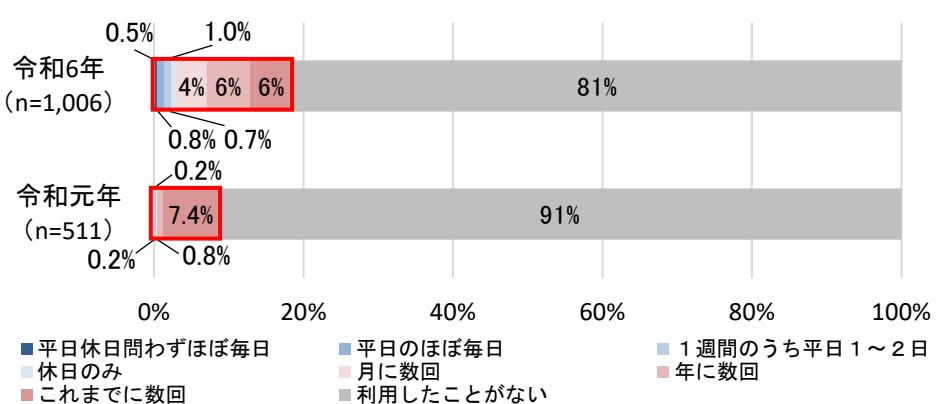


＜第1期、第2期まちのりの利用回数の推移＞

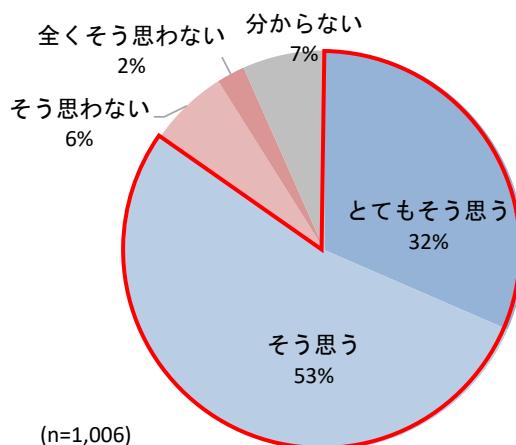
※R6年度のまちのり利用回数・利用者数はR6.4～R7.2の値



＜自転車の利用頻度＞
(令和元年、6年金沢市の自転車利用実態に関するアンケート調査（市民）より)



＜まちのりの利用頻度＞
(令和元年、6年金沢市の自転車利用実態に関するアンケート調査（市民）より)



＜自転車利用が健康増進につながると思う人＞
(令和6年金沢市の自転車利用実態に関するアンケート調査（市民）より)

3. 基本目標・方針

3-1. 基本目標

前計画に基づき、平成 22（2010）年度から令和 6（2024）年度にかけて、総合的な自転車施策を展開してきたことにより、自転車通行空間整備延長の増加、自転車事故の減少、路上放置自転車台数の減少、自転車ルールの認知度の向上、まちのり利用回数の数値目標達成などの効果が着実に現れてきています。

一方で、路面表示の劣化箇所の増加、依然として発生する放置自転車、自転車ルール・マナーに対する満足度の低さなどの課題も明らかになっています。

これらの現状や課題を踏まえるとともに、自転車活用推進法の施行が契機となり、多様な自転車の活用を促進する社会動向を踏まえ、本計画の見直しでも引き続き、市民の様々なライフスタイルに自転車が浸透し、居住地や年齢、国籍に関わらず、誰もが安全で快適に自転車を活用することができるまちづくりを目指すことを基本目標として定めます。

＜基本目標＞

**市民のライフスタイルに自転車が浸透し、
誰もが安全で快適に自転車を活用できるまちを創る**



3-2. 基本方針

前計画の「はしる」「とめる」「まもる」「つかう」の4本柱は維持しつつ、従来の「つかう」は「いかし ひろめる」とし、移動手段としての利用に加え、健康・観光など多様な視点で自転車の活用を広く推進することで、本市におけるこれまでの取組を継続・発展させていきます。

<基本方針の4本柱>



はしる

安全で快適な自転車通行環境を創出する

<方針①>自転車通行空間整備の推進

<方針②>自転車事故多発箇所における交通安全対策の推進

<方針③>自転車通行空間整備済み路線におけるフォローアップ[®]の実施



とめる

便利で使いやすい駐輪環境を創出する

<方針①>駐輪場の利用環境の向上

<方針②>長期駐輪及び路上放置対策の強化

<方針③>新たな駐輪施設の整備



まもる

自転車のルール遵守・マナー向上を図る

<方針①>ライフステージ別の交通安全教育の充実

<方針②>自転車損害賠償保険の加入及びヘルメットの着用促進

<方針③>来街者、外国人へのルール遵守・マナー向上の啓発



いかしひろめる

誰もが気軽に自転車を活用できるまちづくりを推進する

<方針①>市民の健康的なライフスタイルの実現に向けた自転車の活用推進

<方針②>観光やまちの賑わいへの自転車の活用推進

<方針③>シェアサイクル「まちのり」の利用促進

<方針④>災害時における自転車の活用

<方針⑤>自転車活用のための情報の発信

<方針⑥>サイクルアクティビティの普及促進

4. 自転車活用推進施策

4－1. はしる（自転車通行空間整備）



はしる

安全で快適な自転車通行環境を創出する

人を中心とした交通体系を目指し、歩行者の通行空間確保を最優先とした上で、自転車通行空間の整備を行い、自転車が安全で快適に通行できる環境を創出します。

【方針①】自転車通行空間整備の推進

（1）自転車ネットワーク路線における自転車通行空間整備の推進

- ・金沢自転車ネットワーク協議会において選定されている「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）（平成 26（2014）年 2 月策定）」と「広域的な自転車ネットワーク候補路線（案）（平成 29（2017）年 3 月策定）」を対象として、継続的な自転車通行空間整備を推進します。
- ・自転車ネットワーク路線の整備にあたっては、金沢自転車ネットワーク協議会を通して、関係機関である国、県、警察などとの連携を図り、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進するとともに、自転車利用ニーズに対応して、適宜自転車ネットワーク路線の見直しを検討します。
- ・自転車ネットワーク路線において、無電柱化事業が実施される際は、自転車通行空間整備を推進します。
- ・自転車通行空間の整備形態選定や整備手法の検討にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）」や「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）（金沢自転車ネットワーク協議会）」に基づき検討しますが、全国的な取組事例なども参考とし、より安全で快適な整備の可能性を検討します。
- ・また、整備開始より 15 年以上が経過し、路面表示などの劣化も進んでいることから、関係機関と連携して、維持管理を含めた整備を推進していきます。



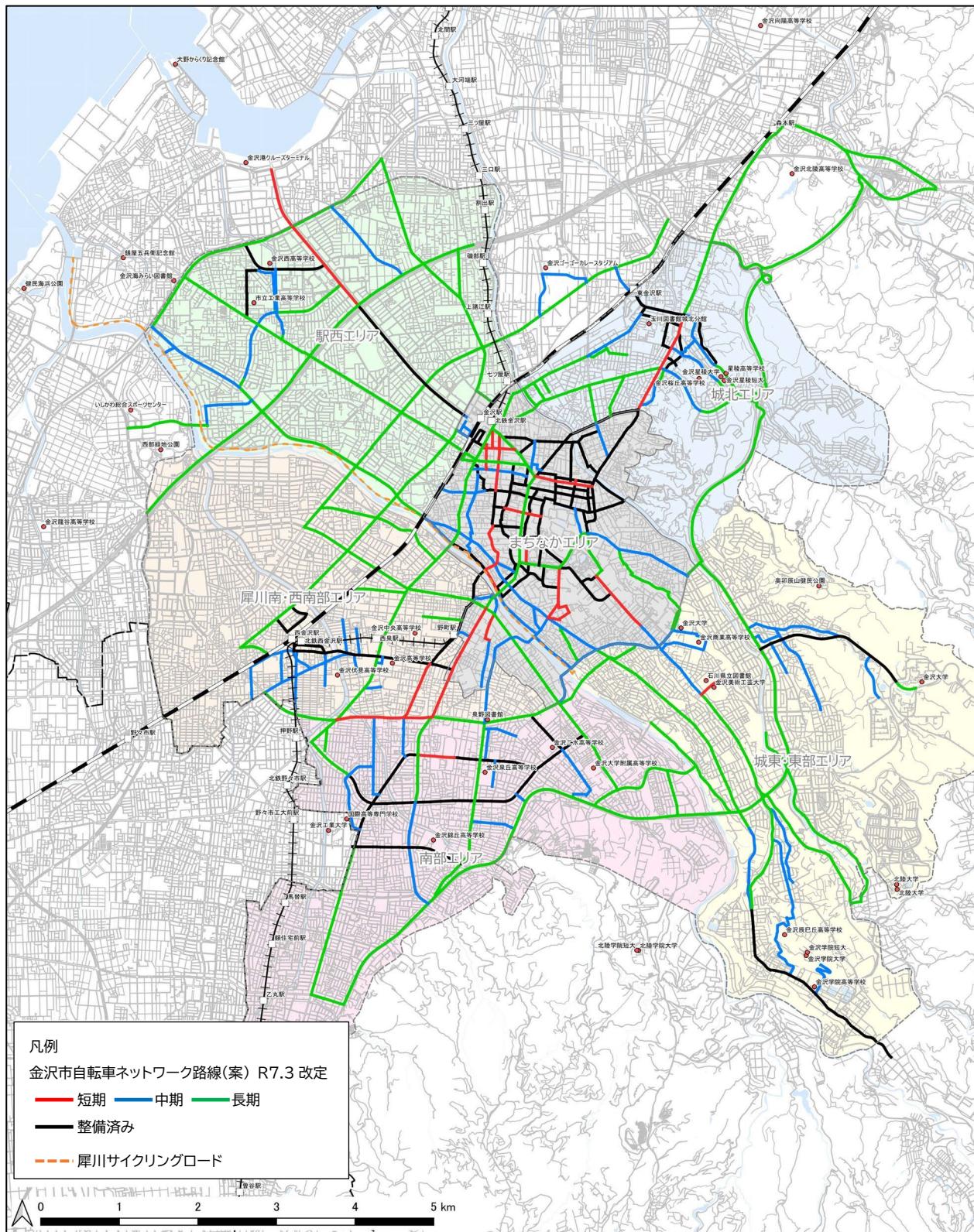
＜交差点の矢羽根表示（森山北交差点）＞



＜自転車走行指導帯（本多の森ホール前）＞

(2) 近隣市町との広域ネットワークの形成

- 通勤や通学などで、近隣市町から金沢市内へ移動する自転車利用者も多いことから、金沢市内だけでなく、近隣市町と連携し、連続的な広域ネットワークの形成に向けた検討、調整を行います。



<金沢市内の自転車ネットワーク路線と整備済み路線 (R7.3 改定) >

【方針②】自転車事故多発箇所における交通安全対策の推進

(1) 路面表示や看板設置による交通安全対策の実施

- ・石川県警察本部との連携を図り、自転車事故データの提供を受け、事故発生箇所や事故形態、発生時間などを調査分析した上で、当該地点の道路交通状況を踏まえ、路面表示や看板設置、交通規制の導入などによる交通安全対策を検討、実施します。
- ・検討に際しては、金沢自転車ネットワーク協議会の分科会として設置されている、金沢自転車事故対策研究会での検討結果等を踏まえることとし、関係機関との合同現場確認なども適宜行い、より効果的な対策を実施します。
- ・道路交通状況や道路構造などの問題により、路面表示や看板設置等による対応が困難な場合には、適宜、交差点改良なども含め、抜本的な対策を検討します。



〈細街路における交通安全対策（神宮寺）〉



〈金沢自転車事故対策研究会〉

【方針③】自転車通行空間整備済み路線におけるフォローアップの実施

(1) 整備効果の検証

- ・自転車通行空間を整備するだけでなく、国、県、警察などの関係機関と連携を図り、整備効果を検証するとともに、整備後の事故発生状況や自転車通行実態を踏まえた交通安全対策を検討、実施します。

(2) 整備済み路線の維持管理

- ・路面表示により通行位置が示される自転車通行空間は、自動車の通行による摩耗や紫外線による劣化、除雪作業などにより、路面表示が経年的に消失しています。このため、自転車ネットワークの拡大と併せて、路面表示の剥離が進む路線においては適時補修を行うことで、継続的にわかりやすい自転車通行空間の明示を図ります。



〈補修後の路面表示（せせらぎ通り）〉

4－2. とめる（駐輪環境整備）



便利で使いやすい駐輪環境を創出する

駐輪需要に応じた駐輪施設の整備や機能の拡充、適正利用を促進するとともに、自転車と公共交通との連携を強化することで、駐輪場の利便性向上を図ります。

【方針①】駐輪場の利用環境の向上

（1）駐輪需要に応じた利用時間の弾力運用

- ・交通結節点の駐輪場の利用時間については、鉄道やバスのような公共交通機関の運行時間を踏まえるとともに、各駐輪場の駐輪需要に応じた利用時間の弾力運用を行い、駐輪場利用者の利便性向上を図ります。

（2）駐輪場への適切な案内の充実

- ・交通結節点や商業施設周辺などの放置駐輪が多い場所において、周辺駐輪場へ案内誘導するための案内看板を設置することで、放置駐輪の抑制や駐輪場の適正利用を図ります。

（3）防犯カメラの設置促進、LED 照明への更新

- ・駐輪場の防犯対策として、自転車の盗難などの犯罪を抑止するために防犯カメラを設置するとともに、夜間の安全性の向上や、省エネ及び CO₂ 削減の観点から、既存の照明を LED 照明へと随時更新します。



＜駐輪場の防犯カメラ設置（香林坊）＞



＜駐輪場照明の LED 化（西金沢駅）＞

（4）多様な駐輪ニーズへの対応

- ・ロードバイク等のスタンドがないスポーツ自転車や電動アシスト自転車、こどもを乗せる二人乗り・三人乗り自転車、高齢者や体の不自由な方などの駐輪も考慮した既存駐輪場の改良や新たな駐輪施設の整備を推進します。

【コラム】電動キックボード（特定小型原動機付自転車）の交通ルール

- 令和5（2023）年7月1日に改正道路交通法が施行され、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）に関する新しい交通ルールが決まりました。
- 原動機付自転車のうち、一定の基準を満たす電動キックボード等は新たに「特定小型原動機付自転車」として分類され、運転免許が不要、ヘルメットの着用が努力義務となるなど新しい交通ルールが適用されます（※16歳未満は運転禁止）。
- 最高速度等の基準を満たさないものは「一般原動機付自転車」として従来の原動機付自転車と同じ扱いとなります（※運転免許が必要です）。
- 電動キックボードを運転する際は、交通ルールを確認して安全運転を心掛けましょう。

電動キックボード（特定小型原動機付自転車）の交通ルール			
車両の分類	原動機付自転車	普通自転車	
	一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	
これまでの原動機付自転車と同一	道路交通法改正（R5.7.1施行）に伴う電動キックボード等	・長さ190×幅60cm以下、0.6kw以下 ・速度が20km/hを超えない ・最高速度表示灯（緑色）を点灯 ・ナンバー、自賠責保険加入が必要	
 <p>原付バイク・電動キックボード（最高速度30km/h等） ・二輪は50cc又は0.6kw以下 ・ナンバー、自賠責保険加入が必要</p>	 <p>特例特定小型原動機付自転車 ・速度が6km/hを超えない ・最高速度表示灯（緑色）を点灯から点滅に切り替え</p>	 <p>・長さ190×幅60cm以下</p>	
交通ルール（走行場所等）	<p>車道</p> <p>運転免許 必要 ヘルメット装着 義務</p>	<p>車道</p> <p>普通自転車専用通行帯</p> <p>自転車道</p> <p>歩道・路側帯 ※ 歩道は自転車通行可の場合のみ 歩行者用路側帯は通行不可</p> <p>運転免許 不要 ※ 16歳未満は運転禁止 ヘルメット装着 努力義務</p>	<p>車道</p> <p>普通自転車専用通行帯</p> <p>自転車道</p> <p>歩道・路側帯</p> <p>運転免許 不要 ヘルメット装着 努力義務</p>
交通違反の対応	<p>【罰則】 交通反則通告制度の対象</p> <p>【行政処分】 点数制度による 免許の取消し・停止等</p>	<p>【罰則】 交通反則通告制度の対象</p> <p>【行政処分】 ・点数制度の対象外 ・特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令 (特定の危険行為を3年以内に2回以上行った者が対象) ※ 危険行為は17類型</p>	<p>【罰則】 交通反則通告制度の対象外</p> <p>【行政処分】 ・点数制度の対象外 ・自転車運転者講習の受講命令 ※ 危険行為は15類型</p>

出典：石川県警察本部ホームページ

【方針②】長期駐輪及び路上放置対策の強化

(1) 長期駐輪防止啓発

- ・駐輪場における長期駐輪は、駐輪スペースを減少させ、他の利用者の利便性を低下させるため、駐輪場利用実態調査を実施し、駐輪期間などを把握した上で、警告、移動を継続的に実施し、駐輪場の適正利用を図ります。



<長期駐輪への警告>

(2) 巡回指導の強化

- ・金沢駅前や片町地区などにおいて、自転車等放置禁止区域を指定しています。放置防止指導員が、これらの自転車等放置禁止区域を毎日巡回し、駐輪場への案内と指導を行います。



<放置禁止区域巡回>

(3) 放置駐輪の多い箇所での自転車等放置禁止区域拡大の検討

- ・放置駐輪が多い場所では、自転車の放置状況に関する調査を適宜行い、必要に応じて自転車等放置禁止区域の拡大や新たな指定を検討します。また、自転車利用者に区域指定に対する理解を深めてもらうために、放置駐輪の防止に向けた周知啓発活動を行います。

(4) 今後の社会情勢を考慮した駐輪場附置義務や有料化の検討

- ・駐輪場の附置義務化については、放置駐輪の状況や既存施設の駐輪場整備状況などを踏まえ、金沢市自転車等駐車対策協議会において継続的に検討します。また、駐輪場の有料化についても、路上駐輪増加への対応や有料化した場合の費用対効果などを踏まえ、金沢市自転車等駐車対策協議会において継続的に検討します。

【方針③】新たな駐輪施設の整備

(1) サイクル＆ライド・モビリティハブ整備の促進

- ・自転車と公共交通の乗り継ぎ利便性を向上させ、自転車や公共交通の利用を促進するために、鉄道駅や主要バス停において、サイクル＆ライド駐輪場の整備や、金沢版モビリティハブと連携した機能強化を行います。検討にあたっては、鉄道事業者やバス事業者との連携を図るとともに、国や県など各道路管理者への積極的な協力を求めていきます。



<サイクル＆ライド駐輪場整備（西金沢駅）>



<モビリティハブイメージ（準郊外型）>

(2) 駐輪需要に応じた駐輪場の整備

- ・北陸新幹線の金沢開業により、ひがし茶屋街などの観光地では観光客が増加し、ゴールデンウィークなどの連休では、多くの歩行者で混雑します。一方で、観光地内の道路は、自転車も通行可能であることから、歩行者と自転車との接触などによる事故が懸念されています。また、観光地周辺には混雑する駐輪場もあり、道路上に溢れて駐輪する自転車もみられます。
- ・観光地を安心して巡ることができる歩行者優先のまちづくりを推進するためにも、地元住民や商店街などの関係者と協議し、観光地周辺における駐輪環境の整備や臨時駐輪場の設置などを検討します。
- ・市の公共施設において駐輪場を整備・拡充するとともに、上屋整備や駐輪場への案内充実などにより、自転車利用を促進します。



<観光駐輪場の混雑状況（東山）>



<観光地の混在状況（東山）>

4-3. まもる（ルール遵守・マナー向上）



自転車のルール遵守・マナー向上を図る

自転車ルールやマナーを知り、理解する機会を創出するなど、関係機関と連携し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層や団体に対し、ルール遵守・マナー向上を図ります。

【方針①】ライフステージ別の交通安全教育の充実

（1）ライフステージ別の交通安全プログラムの確立

- ・自転車は子どもから高齢者まで幅広く利用することができる身近な交通手段です。一方で、世代によって、自転車を利用する頻度や自転車利用に対する意識、自転車ルールに対する認識が異なるため、自転車利用者の年齢層やライフステージに応じて、効果的な交通安全教育を実施することが重要となります。
- ・市では、これまで市内小学3年生に対する自転車安全教室の実施、中学生や高校生に対するルール・マナー検定等の実施など、各ライフステージに応じた自転車ルール・マナーの啓発を行っています。これらの実績を踏まえるとともに、先進都市の事例を参考にしながら、ライフステージごとの交通安全教育のポイントを整理したプログラムを確立し、切れ目のない安全教育を実施します。特に、自転車利用が多く、事故に遭う危険性も高い高校生に対しては、関係者と連携し、安全教育、啓発活動につながるような取組の継続を検討していきます。



<ライフステージ別の自転車安全教育の整理事例>

出典：京都市自転車安全教育プログラム

(2) こどもや高齢者を対象とした交通安全教育の実施

- ・デンマーク式自転車教室など、こどもたちや保護者が自転車の乗り方、自転車に乗る楽しさ、自転車の基本的なルール・マナーを学び体験することができるような企画を検討します。
- ・高齢者向けの自転車教室を開催するなど、高齢者の安全な自転車利用を推進します。
- ・交通公園は、市民が身近に交通ルールを学ぶ重要な場であることから、交通安全イベントの開催など、新たな活用方法について検討します。



＜こども対象の交通安全教室＞

(3) 交通安全教育の継続実施

- ・市内小学3年生に対する自転車安全教室、中学生や高校生に対するルール・マナー検定、自動車教習所における交通安全啓発チラシの配布、地域サイクルマナー教室など、各ライフステージに応じた自転車ルール・マナーの啓発を行っています。これらの交通安全教育については、継続的に実施するとともに、法令改正などに併せて、適宜見直しを行います。



＜小学3年生自転車安全教室＞



＜地域サイクルマナー教室＞

(4) 関係団体との連携による街頭指導の実施

- ・「自転車マナーアップ強化の日」「自転車マナーアップの日」などにおいて、警察、街頭交通推進隊、学校、地元町会などと連携した街頭指導を継続的に実施します。
- ・金沢自転車事故対策研究会に協力し、街頭指導マニュアルを作成することで、街頭指導の意義や正しい自転車ルールの指導方法などを学ぶことができるよう努めます。
- ・自転車関連団体と連携し、自転車の日常的な点検の方法や、定期的な点検の必要性などについて周知します。

【方針②】自転車損害賠償保険の加入及びヘルメットの着用促進

（1）自転車損害賠償保険の加入促進及び加入状況調査の実施

- ・「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」において、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられています。自転車安全利用促進事業連携企業・団体と連携しながら、自転車損害賠償保険（TSマーク付帯保険を含む）の必要性を周知し、加入を促進します。
- ・自転車損害賠償保険への加入状況を把握するため、アンケート調査などを行い、加入状況を継続的に把握し、加入率が低い年代等に対して重点的に加入を促進するなど、調査結果を活用した効果的な周知、啓発活動を行います。



＜金沢市自転車条例サイト＞

（2）ヘルメットの着用促進

- ・自転車事故による死亡原因の多くが頭部損傷によるものであることから、自転車利用者の命を守るヘルメット着用の必要性を周知、啓発します。ヘルメット着用が全年齢で努力義務化したことも踏まえ、高校や企業等と連携した取組を行います。



＜協力企業へのヘルメット贈呈式＞

【方針③】来街者、外国人へのルール遵守・マナー向上の啓発

（1）来街者、外国人への安全教育の実施

- ・北陸新幹線の金沢開業などにより増加している国内外からの来街者に対して、自転車ルール遵守やマナー向上を啓発するために、多言語対応のアプリなどを作成することで、「まちのり」利用者への周知を図ります。
- ・留学生や技能実習生などの本市在住の外国人に対しては、多言語対応の自転車ルールチラシなどの作成・配布、外国人に金沢や自転車の魅力とあわせて交通ルールやマナーを伝えるイベントの開催等を通して、自転車ルールやマナーを周知します。



＜英語の自転車ルールマナーチラシ＞

4-4. いかし ひろめる（自転車活用）



いかし ひろめる

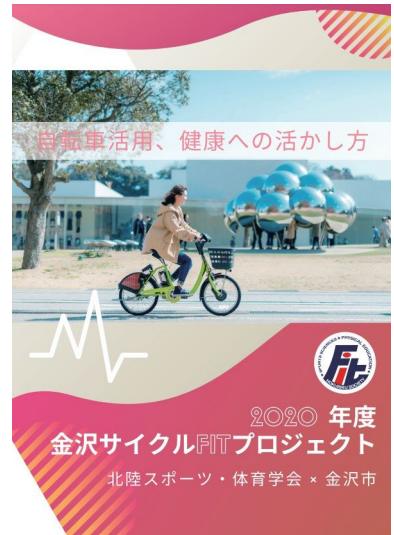
誰もが気軽に自転車を活用できるまちづくりを推進する

これまでの移動手段としての利用に加え、健康、観光、防災などの多様な観点で環境にも優しい自転車の活用を推進するとともに、利用者にとって必要な情報を広く発信します。

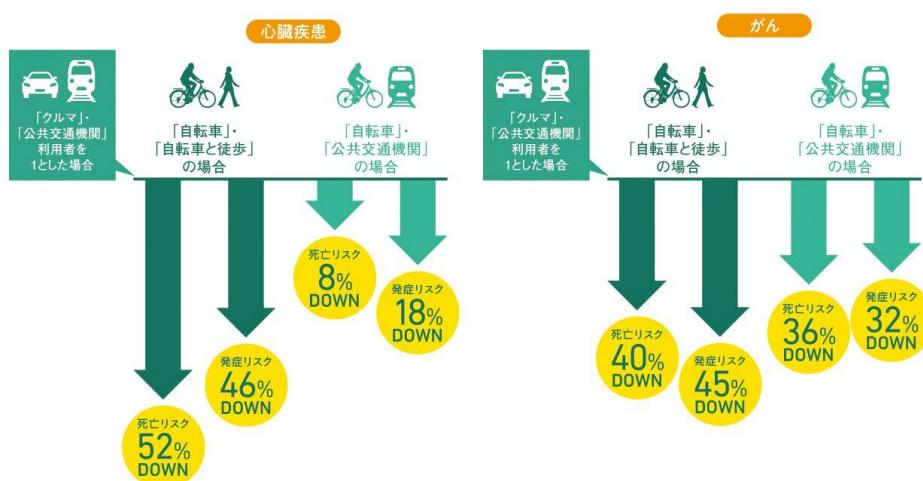
【方針①】市民の健康的なライフスタイルの実現に向けた自転車の活用推進

（1）健康増進や環境負荷低減につながる自転車施策の実施

- ・自転車の利用は、ランニングに比べて体への負担が少なく、生活習慣病の予防や健康増進に効果があるとの研究成果が出ています。令和元（2019）年の自転車を活用した健康増進モニター事業では、自転車で汗をかくことで気持ちが前向きになるなどの意見もあるように、心身をリフレッシュする効果も指摘されています。また、化石燃料の消費量がゼロであり、環境に優しい乗り物でもあります。
- ・健康増進や環境負荷の低減に寄与する自転車の利用をPRするために、大学や企業と連携したシンポジウム等を開催するとともに、「かなざわ健康ポイント」の参加特典獲得要件に「まちのり」の利用を加えるなど、健康増進に資する自転車利用を促進します。
- ・市役所の業務での自転車利用を促進するために、公用自転車を増車し、近距離や中距離の移動において自転車利用を促進します。



＜金沢サイクル FIT プロジェクト＞



※Carlos A Celis-Morales, et al. Association between active commuting and incident cardiovascular disease, cancer, and mortality: prospective cohort study. BMJ 2017; 357: j1456

＜通勤時の手段別にみた心臓疾患・ガンによる死亡・発症リスク＞

出典：Cyclinggood（株式会社シマノ）より引用

(2) 通勤での自転車利用の推進

- 市内企業に対し、「自転車通勤導入に関する手引き（自転車活用推進官民連絡協議会）」などを参考とし、自転車通勤による企業としてのメリットや従業員個人としてのメリットを広く発信し、自転車通勤を促進します。



＜自転車通勤の様子＞

(3) イベント時における自転車利用の推進

- 市内で開催される各種イベントにおいて、会場への自転車利用を推進するために、公共交通の利用と併せて、自転車利用をチラシなどで案内するとともに、会場の近くに臨時駐輪場を設置することで、自転車利用者の利便性向上や交通渋滞の緩和を図ります。

【方針②】観光やまちの賑わいへの自転車の活用推進

(1) サイクルツーリズムの推進

- ・近隣市町や民間事業者、サイクリング協会、観光協会などと連携することで、市民や観光客がサイクリングを楽しめるイベントを開催し、金沢市を拠点としたサイクルツーリズムの推進を図ります。
- ・金沢市中心部の歴史的なまちなみや金石・大野の港町、中山間地の里山などの魅力的な資源を発信する、サイクリングツアーを企画開催します。サイクリングツアーは、国内の観光客だけでなく、インバウンド向けのツアーについて検討するとともに、市民が市内の魅力を再発見するためのツアーなどを検討し、観光やまちの賑わいへの自転車の活用を推進します。ツアーの開催にあたっては、必要に応じて自転車の貸出を行い、幅広く参加できるような機会を創出します。
- ・地域の魅力的な資源を巡るためにサイクリングルートを検討します。検討にあたっては、石川県が指定するいしかわ里山里海サイクリングルートとの連携を図り、広域的な視点で検討します。
- ・サイクリングルート沿線のトイレ、休憩スポット、主要な施設などを示したサイクリングマップの作成を支援するとともに、既存マップの配布に協力します。
- ・広域的なサイクルツーリズムに有効となる、自転車を車内に持ち込むサイクルトレインの実施について、関係機関との連携を図ります。
- ・ナショナルサイクルルートへの指定を目指す「いしかわ里山里海サイクリングルート利用促進協議会」に金沢市として参画し、石川県と連携して整備を推進します。



＜金沢サイクリングツアーin 金石・大野＞

(2) サイクリスト受入環境の整備

- ・サイクリストが、安全で快適にサイクリングを楽しむことができる環境を整備するために、店舗や宿泊施設、公共施設及び周辺自治体などと連携し、サイクルラックの設置やトイレの利用、空気入れの貸出などに対応できる自転車の休憩スポットの整備を行い、サイクリストの受け入れ環境を充実させます。



＜サイクルラックの設置事例（大野町）＞

【方針③】シェアサイクル「まちのり」の利用促進

(1) まちのりの利用促進

- ・令和2（2020）年3月からリニューアルし、新たに運用が開始した第2期「まちのり」では、サイクルポートを約75箇所、自転車を500台設置するなど、誰もが気軽に利用できる公共シェアサイクルとなるように、サービス規模を拡大しています。また、電動アシスト自転車を採用し、スマートフォンでの登録や利用手続きを可能とするなど、利便性の向上を図っています。
- ・この「まちのり」を観光客だけでなく、市民の利用も促進するために、「まちのり」の登録方法や利用方法、料金体系、活用方法に関する情報をわかりやすく情報発信するとともに、会員登録キャンペーンの実施や「まちのり」の試乗会などを開催します。また、イベントにおいて、「まちのり」の利用方法や1日パスを含めた料金体系についてチラシなどで周知し、「まちのり」の利用促進を図ります。
- ・イベント開催時に臨時ポートを設置するなど、自動車から公共交通や「まちのり」への転換を促し、まちなかの渋滞緩和や回遊性向上を図ります。
- ・令和7（2025）年度から開始する第3期「まちのり」では、サイクルポート100箇所、自転車700台以上でスタートし、事業期間中にポート120箇所、自転車1,000台程度まで拡大することを目指し、更なる利用促進と利便性向上を図ります。



＜「まちのり」のサイクルポート（長町）＞



＜カーフリーデーでの「まちのり」のPR＞

(2) まちのりの走行データを活用した利用促進

- ・「まちのり」に搭載するGPSで把握可能な移動経路や滞留場所をはじめ、ポートの稼働状況などを踏まえ、運営事業者と連携して、需要に応じたサイクルポートの設置を検討し、「まちのり」のさらなる利用促進を図ります。サイクルポートの設置にあたっては、道路管理者や公園管理者、鉄道事業者、民間事業者などと協力し、利用者にとってわかりやすく、利用しやすい最適なサイクルポートの配置に努めます。
- ・「まちのり」の移動経路データを活用して、自転車通行空間整備路線の検討を行うなど、幅広いデータの活用方策について検討します。



＜イベントでの「まちのり」の貸出＞

（大野こまちなみなーと）

(3) 広域連携の検討

- 今後、周辺自治体においてシェアサイクルの導入が検討される場合には、自治体間での相互乗り入れが可能となるようなシステムに改修するなど、広域的な連携を検討します。

【方針④】 災害時における自転車の活用

(1) 災害時における自転車の活用

- 自転車は、災害時の被災状況の把握や公共交通の代替手段として有効な移動手段となります。自転車を指定避難所などに配備し、災害時における緊急移動手段としての活用を検討します。
- 「まちのり」の運営事業者と協定を締結するなど、災害時のモビリティとしての活用を検討します。

【方針⑤】 自転車活用のための情報の発信

(1) ホームページなどによるわかりやすい情報の発信

- 市民のライフスタイルに自転車が浸透するように、市のホームページにおいて、自転車活用推進に向けた情報を発信します。
- 市のホームページには、自転車の基本的なルールや駐輪場の位置をはじめとして、ライフスタイルにおける自転車の活用方法の提案、サイクリングコース、「まちのり」の利用方法など、自転車に関する情報を一元的に閲覧できるものとします。また、SNSも活用し、自転車の活用に関する情報を発信します。



＜自転車活用推進に向けたポータルサイト事例＞

出典：静岡市ホームページ

【方針⑥】サイクルアクティビティの普及促進

(1) サイクルアクティビティの普及促進

- ・日常的に通勤通学などで利用する自転車だけでなく、アクティビティとしての自転車を楽しむことができる環境を創出し、自転車関連団体と連携して、マウンテンバイクや e-bike などを活用したイベントなどを実施することで、自転車利用の裾野拡大を図ります。
- ・自転車競技の普及を促進するために、正しい自転車の乗り方や自転車運転技術を学ぶ講習会を開催する自転車関連団体との連携を図ります。

(2) 多様な自転車の活用促進

- ・自転車には、年齢や個人の体力、用途などに応じた様々な種類があります。電動アシスト自転車は、坂道が多い土地での運転に有効であり、近年ロードバイクやマウンテンバイクなどのスポーツ車にアシスト機能を搭載した e-bike なども普及し始めています。また、タンデム自転車は、視覚障害者が後部座席に乗ってサイクリングを楽しむことができる自転車であり、キックバイクは、幼児がバランス感覚を養うことで、安全な自転車の運転技術を身につけることができます。このように、多様な自転車の種類や用途などについて情報を整理し、発信することで、自転車の多様な魅力を広め、自転車の活用を促進します。



＜キックバイクの体験会＞



＜金沢市内の e-bike レンタル事業＞

出典：BYUUN ホームページ

5. 計画の推進に向けて

5－1. 計画推進の指標

本計画では、「はしる」「とめる」「まもる」「いかし ひろめる」の4つの基本方針ごとに自転車施策を推進することから、各基本方針や施策に対応し、計画の達成状況をフォローアップする指標を定めます。

目標年は、計画期間の最終年である令和11（2029）年度としますが、計画の進捗は毎年フォローアップを行い、適宜指標や数値の見直しを検討します。

＜計画の目標指標と目標値＞

自転車活用推進計画の指標				基本方針			
指標名	目標値 (R11年度)	計画当初 (H30～R元年度)	現状値	はしる	とめる	まもる	いかしめる
自転車通行空間整備延長	60km 以上	36.4km (R元年度)	45.3km (R6年度)	●		●	
自転車関連事故件数	100 件以下	184 件 (R元年)	130 件 (R6年)	●		●	
長期駐輪移動台数	1,400 台以下	1,531 台 (H30年度)	1,039 台 (R5年度)		●		
路上放置自転車撤去台数	200 台以下	327 台 (H30年度)	248 台 (R5年度)		●		
自転車損害賠償保険の加入率 (アンケート調査より)	80%以上	64.9% (R元年度)	65.5% (R5年度)			●	
自転車ルールの認知度 (アンケート調査より)	90%以上	市民 86% 高校生 84% (R元年度)	市民 91% (R6年度)			●	
自転車利用頻度（月に数回以上利用） (アンケート調査より)	60%以上	市民 42% (R元年度)	市民 56% (R6年度)				●
自転車利用が健康増進につながると思う人の割合 (アンケート調査より)	60%以上	—	85% (R6年度)				●
市民のまちのり利用経験者の割合 (アンケート調査より)	30%以上	9 % (R元年度)	19% (R6年度)				●
まちのり利用者数	10 万人以上	63,284 人 (H30年度)	298,521 人 (R5年度)				●

5－2. 計画の推進体制

本計画は、庁内関係部署や関係団体と密に連携を図り、各種自転車施策を推進します。

計画の進捗状況については、学識者や関係者により構成する「金沢自転車ネットワーク協議会」や「金沢市自転車等駐車対策協議会」などにおいて適宜報告します。

5－3. 計画のフォローアップ

計画の進捗については、「5－1. 計画推進の指標」に基づき、適宜進捗をフォローアップします。フォローアップ結果を踏まえて、達成状況や各施策の進捗状況を確認します。

本計画の計画期間は、令和2（2020）～11（2029）年度の10年間ですが、国の自転車活用推進計画の見直し及び本市の総合計画や交通戦略、各種関連計画の見直し、自転車利用実態の変化などを踏まえるために、策定からおおむね5年での中間見直しを行います。



＜フォローアップスケジュール＞

參考資料

1. 計画策定委員会 委員名簿

区分	所 属	氏 名	備考
有識者	金沢大学 理工研究域 地球社会基盤学系 教授	高山 純一	委員長
	金沢大学 人間社会研究域 人間科学系 教授	岩田 英樹	
	地球の友・金沢	三国 成子	
関係団体 市民代表	一般社団法人金沢市観光協会 副理事長	八田 誠	
	石川県サイクリング協会 理事長	岡本 勇	
	金沢商工会議所 理事	林 重毅	
	金沢市町会連合会 副会長	森川 文博	
	金沢市校下婦人会連絡協議会 副会長	安嶋 弘子	
	金沢市P T A協議会 副会長	中佐 寛喜	
	公募委員	田中 千絵	
	公募委員	森田 郁代	
警察 行政関係	石川県警察本部交通部 交通企画課 課長	久田 悅弘	
	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 調査第二課課長	川原 克美	

(敬称略、令和2年3月時点)

2. 計画策定の流れ

年月日	会議・調査名	会議内容・調査内容
令和元（2019）年 7月1日～11月30日	自転車を活用した健康増進 モニター	・健康増進の観点から、モニターを募集し、日々の自転車活用の記録やアンケートから自転車が健康に与える影響等を調査
令和元（2019）年 7月5日	第1回 金沢市自転車活用 推進計画策定委員会	・これまでの経緯、計画策定の背景と目的 ・「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」の進捗状況 ・「金沢市自転車活用推進計画」の方向性
令和元（2019）年 7月10～31日	高校生アンケート調査	・金沢の中心部を6地区に区分（まちなか、駅西、西南部、東部、城北、南部）し、各地区から1校を抽出して調査を実施
令和元（2019）年 8月17～18日	観光客アンケート調査	・お盆期間中にまちのりを利用した観光客に調査を実施
令和元（2019）年 8月30日～9月20日	一般市民アンケート調査	・金沢市のeモニター登録者、市内に勤務する方、市職員に対して調査を実施
令和元（2019）年 9月2～20日	事業所アンケート調査	・金沢商工会議所の各種委員会より市内企業を抽出して、自転車通勤の実態に関する調査を実施
令和元（2019）年 9月29日	第1回金沢サイクリング ツアーアin 金石・大野	・金石・大野地区を対象とし、サイクリングの推進を図ることを目的にモニターツアーを開催
令和元（2019）年 10月6日	第2回金沢サイクリング ツアーアin 金石・大野	・金沢の自転車利用環境に関するアンケート調査結果（概要版） ・モニター事業の実施報告 ・「金沢市自転車活用推進計画」概要版（素案）
令和元（2019）年 10月31日	第2回 金沢市自転車活用 推進計画策定委員会	・計画（骨子案）に対するパブリックコメントを実施
令和元（2019）年 11月22日～12月21日	パブリックコメント	・パブリックコメントの結果 ・「金沢市自転車活用推進計画」（案）について（概要版・本編）
令和2（2020）年 2月26日	第3回 金沢市自転車活用 推進計画策定委員会	・「金沢市自転車活用推進計画」の概要版・本編を公表
令和2（2020）年 3月	金沢市自転車活用推進計画 の策定	

年月日	会議・調査名	会議内容・調査内容
令和6（2024）年 10月18日～10月30日	中間見直しに係る 一般市民アンケート調査	・金沢市のeモニター登録者、公式LINE登録者に対して調査を実施
令和7（2025）年 2月	有識者への報告	・中間見直しの内容について、学識者へ個別に報告
令和7（2025）年 3月	金沢市自転車活用推進計画 改定版の策定	・「金沢市自転車活用推進計画（改定版）」の概要版・本編を公表

金沢市自転車活用推進計画 —かなざわ快適創出サイクルプラン—

発 行：令和7年3月改定
発行者：金沢市 都市政策局 交通政策課